

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4節 航空機部分品等の免税</p> <p>(航空機部分品等の免税手続及び工場の承認手続等)</p> <p>4-1 法第4条《航空機部分品等の免税》の規定による航空機に使用する部分品、宇宙開発の用に供する物品並びに航空機、航空機に使用する部分品及び宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する素材（以下本節において「航空機部分品等」という。）の免税手続及び工場の承認の手続等については、次による。</p> <p>なお、「航空機」とは、関税定率法別表第88.02項のうち宇宙飛行体及び打上げ用ロケットを除くもの及び同法別表第88.06項のうち航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機に該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>第4節 航空機部分品等の免税</p> <p>(航空機部分品等の免税手続及び工場の承認手続等)</p> <p>4-1 法第4条《航空機部分品等の免税》の規定による航空機に使用する部分品、宇宙開発の用に供する物品並びに航空機、航空機に使用する部分品及び宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する素材（以下本節において「航空機部分品等」という。）の免税手続及び工場の承認の手続等については、次による。</p> <p>なお、「航空機」とは、関税定率法別表第88.02項のうち宇宙飛行体及び打上げ用ロケットを除くものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>